

## 報告第 6 号

### 専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

### 事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 6 年 12 月 27 日
- 2 損害賠償額 38,885 円
- 3 相手方 市外在住者
- 4 事故の概要 令和 6 年 11 月 2 日午後 9 時 20 分頃、相手方車両が市内上曾我 179 番 1 付近の市道 0066 を走行したところ、路面の穴状の損傷箇所に落輪し、左前輪のタイヤ及びホイールを破損した。